

訪問看護重要事項説明書（介護保険用）

利用者名 _____ 様
事業者 公益社団法人 北九州市八幡医師会
(事業所：八幡医師会訪問看護ステーション)

1. 事業所の概要

1) 提供できるサービスの地域

事業所名	八幡医師会訪問看護ステーション	
所在地	北九州市八幡東区平野2丁目1番1号	
管理者氏名	有川 美紀	
電話番号	093-681-3300	
FAX番号	093-681-3317	
サービス(介護保険指定番号)	4066690027	
サービス提供区域	八幡東区・八幡西区	

※上記の地域以外でも、ご希望の方はご相談下さい。

2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	常勤換算	業務内容
管理者	保健師 看護師	1名 (看護業務と兼務)			職員及び業務の管理
看護職員	看護師	1名以上	1名以上	2.5名以上	訪問看護サービスの提供
作業療法士	作業療法士	1名以上			
事務職員			1名		事務業務

3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～金曜日
平日	9時～17時
休業日	土曜日、日曜日、国民の休日 8月13日～15日、12月29日～1月3日

2. 事業者の概要

名称・法人種別	公益社団法人 北九州市八幡医師会
代表者名	西田 英一
所在地	北九州市八幡東区平野2丁目1番1号
電話番号	093-681-6035
FAX番号	093-661-1510

3. 事業の目的と運営方針等

1) 基本理念

保健・医療・福祉の連携のもと、公正中立の立場で、確かな知識と技術、誇りを持って、利用者のご家族の安寧な在宅生活に寄与する。

2) 事業の目的

公益社団法人北九州市八幡医師会が開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

3) 運営方針

- (1) 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (3) 事業は、利用者の人権の擁護、虐待防止のために虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに虐待防止のための対策を実施します。
- (4) 事業の提供にあたり、利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を使用する場合は事業者の定めた個人情報に関する規程に従い、誠実に対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (5) 事業は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を図ります。
- (6) 事業は、災害発生時においても訪問看護が継続できるよう体制の整備に努めます。
- (7) サービス提供の記録は、利用者家族の求めに応じ閲覧することができます。

4) サービスの特徴

- (1) 主治医からの訪問看護指示書およびケアプランに基づき訪問致します。
- (2) 全身状態の観察、病状管理・予防、食事・排泄・入浴等の日常生活の援助および指導、医療器具の管理・操作、点滴の管理、リハビリ、終末期の看護、介護指導、健康手帳記載等、対応致します。
- (3) 24時間電話相談を受け付け、必要時は訪問する体制を整えています。

4. 利用料及びその他の費用の額

1) 利用料

介護保険の適用がある場合は、サービス費の自己負担割合に応じた金額が利用者負担となります。但し、介護保険での給付の範囲を超えた場合サービス費は、全額自己負担となります。また、訪問看護を対象としている公費負担制度が利用できます。サービス費は下記単位数×地域区分で定められた単価（7級地 10.21 円）で計算します。単位数算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画に定めた目安の時間を基準としています。

【基本利用料】

《要介護》

(円)

項目	サービス内容	自己負担額			
		1割	2割	3割	
訪問看護 I 1	看護師	20分未満	321	641	962
訪問看護 I 2		30分未満	481	962	1,443
訪問看護 I 3		60分未満	841	1,681	2,521
訪問看護 I 4		90分未満	1,152	2,304	3,455
訪問看護 I 5	作業療法士	20分※1	301	601	901
訪問看護 I 5		40分(20分×2回)	601	1,201	1,801
訪問看護 I 5・2超		60分(20分の90/100×3)	812	1,624	2,435

※1:20分以上を1回と週6回が限度

《要支援》

(円)

項目	サービス内容		自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1	看護師	20分未満	310	619	928
訪問看護 I 2		30分未満	461	921	1,382
訪問看護 I 3		60分未満	811	1,622	2,432
訪問看護 I 4		90分未満	1,113	2,226	3,339
訪問看護 I 5 ※2	作業療法士	20分※	290	580	870
訪問看護 I 5 ※2		40分(20分×2回)	580	1,160	1,740
訪問看護 I 5 ・2超※2		60分(20分の50/100×3)	145	290	435

※1:20分以上を1回と週6回が限度

※2:利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算

夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)時間帯の訪問の場合は上記基本料金の25%、深夜(22時～翌朝6時)時間帯の訪問の場合は上記基本料金の50%加算が加算されます。

【加算】

以下の加算は該当する場合に算定いたします。

(円)

	項目	サービス内容		自己負担額		
				1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	(予防)緊急時訪問看護加算	24時間連絡体制にあつて、必要時に応じて緊急訪問した場合月1回に限り算定		613	1,226	1,838
<input type="checkbox"/>	(予防)特別管理加算 I	<ul style="list-style-type: none"> 在宅麻薬等注射, 在宅腫瘍化学療法注射, 在宅強心剤持続投与, 在宅気管切開患者指導管理を受けている 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している 上記利用者に計画的な管理を行った場合月1回に限り算定		511	1,021	1,532
<input type="checkbox"/>	(予防)特別管理加算 II	<ul style="list-style-type: none"> 自己腹膜灌流, 血液透析, 酸素療法, 中心静脈栄養法, 経管栄養法, 自己導尿, 持続陽圧呼吸療法, 自己疼痛管理, 肺高血圧症患者指導管理を受けている 人工肛門又は人工膀胱を設置している 真皮を越える褥創 点滴注射を週3日以上行う必要がある 上記利用者に計画的な管理を行った場合月1回に限り算定		256	511	766
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象に対して1回のサービス提供時間90分を超えた場合1回につき算定		307	613	919
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 I	利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合等に複数の看護師等がサービスを行った場合1回につき算定	30分未満	260	519	778
			30分以上	411	821	1,232

	項目	サービス内容		自己負担額		
				1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算Ⅱ	利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合等に看護師等と看護補助者がサービスを行った場合1回につき算定	30分未満	206	411	616
			30分以上	324	648	971
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナルケア加算 (要介護のみ)	<p>・主治医との連携のもと、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得て、ターミナルケアを実施</p> <p>・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上(その期間に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日以上)ターミナルケアを実施</p> <p>上記要件を満たした場合死亡月につき1回に限り算定</p>		2,553	5,105	7,658
<input type="checkbox"/>	訪問看護退院時共同指導加算	<p>病院、診療所または介護老人保健施設に入院中若しくは入所中に、訪問看護ステーション看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、退院日、若しくは退所後の初回の訪問看護の際に、1回限り(特別管理加算の算定者は2回)算定されます。</p>		613	1,226	1,838
<input type="checkbox"/>	初回加算	<p>新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、サービスを提供した場合月1回に限り算定</p> <p>※ただし、過去2ヶ月間、当事業所からのサービスを受けていない場合</p>	病院、診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に月1回に限り算定	358	715	1,072
			上欄以外の者に月1回に限り算定	307	613	919
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	<p>医師の指示のもと、痰吸引や経管栄養等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合月1回に限り算定</p>		256	511	766
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<p>①看護師毎に個別研修計画書を作成し研修を実施</p> <p>②利用者に関する情報の伝達、サービス提供にあたっての留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催</p> <p>③すべての看護師等に年1回以上健康診断を実施</p> <p>④勤続年数7年以上の看護師等が30%以上配置</p> <p>上記要件をすべて満たした場合サービス提供1回につき算定</p>		7	13	19

	項目	サービス内容	自己負担額		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の要件、①～③及び勤続年数3年以上の看護師等が30%以上配置されている場合サービス提供1回につき算定	3	6	9

2) その他の費用

- (1) サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気等にかかる費用は、利用者負担となります。
- (2) 主治医の発行する訪問看護指示書料は医療機関でのお支払いとなります。
- (3) 1の1)のサービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。それ以外の地域の方は、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。
- (4) 介護保険給付サービス以外の利用料

項目	内容	金額
超過料金	90分を超えて訪問看護を提供する場合30分毎(長時間加算算定時を除く)	4,000円(税込)
エンゼルケア	希望時にエンゼルケア行った場合	15,000円(税込)

5. 高額介護サービス費支給制度により、1ヶ月の利用者負担額が世帯での合計が上限額を超えるとき、その超えた額を申請により後日市町村または保険者から払い戻しを受けることができます。

6. 介護保険外利用料について

介護保険で対応できない訪問看護については、自由契約での利用料(別紙)となります。

7. 利用料、その他の費用請求及びの支払い方法について

利用料及びその他の費用は月毎の精算とし、翌月15日頃に請求書をお渡し致します。

お支払い方法は、金融機関口座からの自動振替を原則としています。

翌月23日にご指定の口座より自動振替致します。(23日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)お支払いを確認後、領収書をお渡し致します。

8. キャンセルについて

サービスをキャンセルされる場合は、前日までにご連絡下さい。

訪問前までにご連絡がない場合、キャンセル料400円を頂きます。

但し、利用者の病状の急変、やむを得ない事情等がある場合はキャンセル料を請求致しません。

9. サービスの終了について

1) 利用者のご都合でサービス終了を希望される場合は、7日前までにお申し出ください。

2) 以下の場合は、自動的にサービスを終了もしくは中断となります。

- ・介護保険施設等に入所もしくは医療機関へ入院された場合
- ・要介護認定区分が自立と認定された場合
- ・死亡もしくは2週間以上行方不明の場合

3) 以下の場合は当事業所よりサービス中止の申し出をさせていただきます。

- ・利用者及び利用者家族が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為(ハラスメント等)があり、サービスの目的を達成することが困難になった場合
- ・サービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業所からの勧告に応じない場合

10. 緊急時・事故発生時の対応方法

- 1) サービス提供中に利用者の病状及び心身の状況等が変化した場合や、事故発生した場合は、臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援業者等へ連絡を行います。また、事故の場合は原因を解明し、再発生を防ぐ対策など必要な措置を講じます。
- 2) 事業所はサービス提供に伴って、事業所の責めに帰する事由により損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	電話番号	
	住所	
居宅介護支援事業所	事業者名	
	担当者氏名	
	電話番号	

11. 不可抗力免責について

地震・噴火・水害等の天災、その他の事業所の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、予告なくサービスを休止する場合があります。また、その際に生じた損害について事業所は賠償の責任を負いません。

12. 災害等発生時の対応について

災害等発生時において事業所の倒壊や多数の職員の被災等単独での事業継続が困難な場合、利用者の命を守るため他の訪問看護事業所と連携を図り、サービスの提供を継続することがあります。その際は新たに主治医が属する医療機関からの訪問看護指示書発行料や自己負担金が生じる場合があります。

13. 相談窓口・苦情対応

- 1) サービスや個人情報の取り扱いに関する相談・苦情については、次の窓口で対応致します。

八幡医師会 訪問看護ステーション	相談窓口担当者	有川 美紀
	利用時間	月～金曜 9時～17時 来所の場合は日時をお知らせ下さい
	電話番号	093-681-3300

- 2) 公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡東区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	所在地	八幡東区中央一丁目1-1
	電話番号	093-671-0801 (内 472)
	対応時間	月～金曜 8時30分～17時
八幡西区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	所在地	八幡西区黒崎三丁目15番3号
	電話番号	093-642-1441 (内 472)
	対応時間	月～金曜 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	福岡県博多区吉塚本町13-47
	電話番号	092-642-7859
	対応時間	月～金曜 8時30分～17時

<利用者代理人（選任した場合）>

氏 名 _____ 印 _____

3－3）運営方針（4）に規定する個人情報の使用について家族の同意が必要な場合

3）運営方針（4）に規定する個人情報の使用について同意します。

(続柄) _____ (家族の氏名) _____ 印 _____